



地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規程により、本町の区域内において、次のとおり新たに土地を生じたことを平成21年3月4日に確認したので告示する。

平成21年3月12日

南伊勢町長 稲葉輝喜



記

1. 度会郡南伊勢町迫間浦字合尾後560の8地先公有水面並びに字福浦571の1、572の26地先公有水面埋立地1,944.48㎡
2. 度会郡南伊勢町迫間浦字合尾後560の8地先公有水面埋立地530.78㎡
3. 度会郡南伊勢町迫間浦字大迫間536の2地先公有水面並びに字大迫間521の2、521、522、533の5、533の6、534の2、535の1地先公有水面埋立地1,748.49㎡
4. 度会郡南伊勢町迫間浦字大迫間501、503の1、504地先道路敷及び512、512の2地先道路敷並びに1398の1の道路敷に囲まれた公有水面埋立地308.67㎡
5. 度会郡南伊勢町迫間浦字小迫間476の2、496の12地先道路敷476、477、494地先道路敷並びに1398の1の道路敷に囲まれた公有水面埋立地452.13㎡
6. 度会郡南伊勢町迫間浦字小迫間471の6、471の7、496の18地先公有水面埋立地1,911.43㎡